

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第192号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年11月3日（水、祝日） 08時40分ごろ	
発生場所	広島県尾道市因島白滝鼻北東方 百貫島灯台から真方位286° 3.3海里付近 (概位 北緯34° 18.9′ 東経133° 12.7′)	
事故等調査の経過	平成22年11月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート マコト、5トン未満（登録長8.29m） 260-30697広島、個人所有 B モーターボート ひつじ丸、5トン未満（登録長5.95m） 273-1867広島、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船尾部に亀裂、船外機が脱落	
事故等の経過	A船は、船長Aが乗り組み、同乗者3人を乗せ、因島白滝鼻北東方沖を約15ノット（対地速力）で南進中、B船は、船長Bが乗り組み、同乗者1人を乗せ、白滝鼻の東方約100m沖で船首を西に向けて漂泊中、平成22年11月3日8時40分ごろ、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1 海象：潮汐 高潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、因島白滝鼻北東方沖を南進中、船長Aが、船首浮上による死角を補う適切な見張りを行わなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂泊中、船長Bが、船首部で釣りに意識を集中し、見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、因島白滝鼻北東方沖において、A船が南進中、B船が漂泊中、A船が船首浮上による死角を補う適切な見張りを行わず、また、B船が釣りに意識を集中して見張りを行っていなかったため、両船が衝突した	

	ことにより発生した可能性があると考えられる。
--	------------------------